

袖ヶ浦市老人福祉会館

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市老人福祉会館

袖ヶ浦市飯富 2 4 9 7 番地 1

(2) 設置目的

老人等に対し憩いの場を提供し、老人等の福祉の増進を図る。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市老人福祉会館の利用の許可等に関する業務

イ 袖ヶ浦市老人福祉会館の運営に関する業務

ウ 袖ヶ浦市老人福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

2 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
所 在 地	袖ヶ浦市飯富 1 6 0 4 番地
設立年月日	平成 4 年 4 月 1 日
資 本 金	—
従 業 員 数	2 8 2 人（事務局 1 0 人・会員 2 7 2 人） ※ 平成 3 0 年 1 1 月 1 日時点
主たる業務内容	1 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 2 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。 3 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 4 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の

	<p>生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>5 上記に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>6 その他目的を達成するため必要な事業を行うこと。</p>
--	---

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

- ア 予約制度を採用し多くの市民が平等に利用できるよう配慮する。
- イ 利用目的にあった適切な利用ができるよう案内する。
- ウ 利用者増加を図るための広報活動を行う。
- エ 施設の適正かつ安定的な維持管理を行う。
- オ 個人情報取扱いには十分留意し、適切な管理及び保護のため措置を講じる。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

2019年度(平成31年度)	7,256千円
2020年度(平成32年度)	7,193千円
2021年度(平成33年度)	7,185千円
2022年度(平成34年度)	7,185千円
2023年度(平成35年度)	7,185千円

4 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及び市ホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

- ア 募集要項の配布 平成30年7月2日から同年8月31日まで
- イ 応募者説明会 平成30年7月24日
- ウ 募集に関する質問・回答
 - (ア) 受付期間 平成30年7月25日から同月27日まで
 - (イ) 質問件数 0件

エ 応募受付

(ア) 期 間 平成30年8月29日から同月31日まで

(イ) 応募団体 2団体

公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター

A団体

(2) 指定管理者候補の選定について

10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員9名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センターを優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者として指定するものである。

指定手続条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2 ～ 4 （略）

（委員構成）

副市長職務代理者総務部長、企画財政部長、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（自治連絡協議会選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

採点結果

施設名：袖ヶ浦市老人福祉会館【公募】

応募団体：2団体（公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター／A団体）

	公益社団法人袖ヶ浦市 シルバー人材センター		A団体	
	順位	得点数	順位	得点数
①委員	1位	200点	2位	191点
②委員	1位	222点	2位	196点
③委員	1位	203点	2位	187点
④委員	1位	208点	2位	200点
⑤委員	1位	200点	2位	192点
⑥委員	1位	202点	2位	179点
⑦委員	1位	210点	2位	189点
⑧委員	1位	224点	2位	194点
⑨委員	1位	197点	2位	187点
順位 獲得数	「1位」 9名	「2位」 0名	「1位」 0名	「2位」 9名
平均点	207.33点		190.56点（失格）	

評価項目と配点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別 平均得点数
								シルバー人材センター
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具 体的な手法	30	30	失格	18	24	30	19.33
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 理を効率的、かつ、 効果的に行うことが できるものであるこ と。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示し た管理の方針	20	105	0	12	16	20	12.44
	イ 利用者の増加を図るための具 体的な手法	9		0	3	6	9	4.22
	ウ サービスの向上を図るための具 体的な手法及び当該施設の効用を 最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	17.12
	エ 施設の維持管理の内容、適確性 及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	12.88
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		失格/0	3	20	25	6.00
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足る 人的構成及び財産的 基礎を有するもの であること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実 現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12.44
	イ 安定的な運営が可能となる人 的能力	30		0	18	24	30	20.56
	ウ 安定的な運営が可能となる財 政的基盤	40		失格/0	24	32	40	29.22
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	5.11
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	6.00
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12.00
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.89
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	21.12
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	(10)	10.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	5.78
	キ その他評価項目	10		0	6	8	10	6.22
合 計		345	345	失格	191	276	345	207.33

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）を下回った場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障を来す項目を「劣」とする委員が過半数を超える場合。